

## 障害福祉計画について

障害者自立支援法において、法第 87 条により定められる国の基本指針に則して、障害福祉計画の策定が義務付けられました。策定に当たっては、江戸川区長期計画に基づき、障害者の基本となる理念を踏まえつつ、新サービス体系への移行等を考慮に入れ、数値目標及び目標達成のための方策を策定します。

なお、新サービスへの移行については平成 23 年度までの経過措置が設けられており、第 I 期計画は平成 23 年度までの移行を目標において、平成 18 年度から平成 20 年度までを平成 18 年度中に策定するとされています。

### 〔国の基本指針〕

#### 1 基本的理念 (別添資料 1 「障害福祉計画について」)

- (1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 仕組みへの統一と三障害の制度の一元化
- (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備等

#### 2 基本的考え方 (別添資料 2 「障害福祉計画におけるサービス見込量の単位について」)

- (1) 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- (2) 希望する障害者に日中活動サービスを保障
- (3) グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

#### 3 数値目標の設定 (別添資料 3 「サービス見込量算出の基本的考え方について」)

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等

### 〔障害福祉計画で定める事項 (法第 88 条)〕

- (1) 各年度における障害福祉サービス又は相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み。
  - ① 訪問系サービス
  - ② 日中活動系サービス
  - ③ 居住系サービス
  - ④ 相談支援等 (地域生活支援事業)
- (2) 障害福祉サービス又は相談支援のサービス種類ごとの必要な見込み量の確保の為の方策。
- (3) 地域生活支援事業の実施に関する事項

### 〔江戸川区としての障害福祉計画の具体的な考え方〕

- (1) 新体系に基づいた区立施設の計画的な施設再編。
- (2) 現在補助金による運営となっている民間福祉作業所の円滑な新体系への移行・運営の安定化。
- (3) 障害者就労援助センターを中核とした就労支援の強化。
- (4) 区の障害者福祉サービスを「地域生活支援事業」に位置付け、定率負担等の基本スタンスを確立。
- (5) 障害者支援のための関係者のネットワークの構築。
- (6) 法に基づくサービスと区独自のサービスの明確化。

# 江戸川区障害福祉計画の作成スケジュール

時 期	東京都	江戸川区
平成18年 5月	担当者説明会 新体系移行予定アンケート（小規模作業所）	調査・回収 集計
6月	アンケート集計・分析 サービス基盤整備の考え方（案）策定 （障害者施策推進協議会の意見聴取） サービス基盤整備の考え方決定	5/12依頼 5/31提出 小規模作業所等（施設関係）の意見聴取 （区としての移行等についてアンケート調査） 障害者団体の意見聴取 アンケート結果とともに、 説明会等で提示
7月～ 8月	東京都障害者施策推進協議会最終提言 （障害者計画、障害福祉計画策定体制へ）	障害福祉計画策定委員会設置 区としての基盤整備に関する 基本方針を設定 サービス等の必要見込量の算出 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・その他（相談支援） （利用実績の分析・ニーズの把握・ 住民意見の反映）
9月	都と江戸川区の調整 （ヒアリング、随時の相談など、	法定事業所及び小規模作業所の再編の 方向性を検討 （小規模作業所等の意見聴取 障害者団体の意見聴取） サービス見込量の 中間とりまとめ
10月～ 12月	新体系への移行計画書の提出（法定事業所） 新体系への新規申請（小規模作業所）	計画素案作成 計画素案へのパブリックコメント サービス必要見込量の精査 障害福祉計画（案）の策定
1月～ 2月	障害者計画、障害福祉計画素案の取りまとめ （障害者施策推進協議会の意見聴取） 計画素案へのパブリックコメント募集	障害福祉計画の作成 （都知事への提出）
3月	障害者計画、障害福祉計画の策定・公表	